

発議第2号

豊後大野市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び豊後大野市議会会議規則（平成17年豊後大野市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和7年5月7日提出

豊後大野市議会議長 様

提出者 豊後大野市議会議員 穴見眞児 

賛成者 豊後大野市議会議員 沓掛義範 

豊後大野市議会議員 吉藤里美 

豊後大野市議会議員 嶺 英治 

豊後大野市議会議員 後藤雅克 

豊後大野市議会議員 佐藤昭生 

提案理由

豊後大野市議会議員の定数の減少に伴い、常任委員会の委員の定数等を改正したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊後大野市議会委員会条例（平成 17 年豊後大野市条例第 269 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「は、」の次に「少なくとも」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、議長は、これを辞退し、又は辞任することができる。

第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号中「6 人」を「5 人」に改める。

第 4 条第 2 項中「7 人」を「6 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。